

## (案)

## 福島地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、福島地域においても「福島地域原子力防災協議会」が設置された。

福島地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## ＜構成員＞

内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官（防災担当）  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）  
厚生労働省大臣官房技術総括審議官  
農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
福島県副知事

## ＜オブザーバー＞

いわき市長  
田村市長  
南相馬市長  
川俣町長  
広野町長  
檜葉町長  
富岡町長  
川内村長  
大熊町長  
双葉町長  
浪江町長  
葛尾村長  
飯舘村長  
東京電力ホールディングス株式会社

## 地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日  
内閣府政策統括官  
(原子力防災担当)

### 1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

### 2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

### 3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
  - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
  - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- （３）協議会では、道府県が（２）により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- （４）協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- （５）（３）に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

地域原子力防災協議会の設置地域

| 地域      | 道府県             |
|---------|-----------------|
| 泊地域     | 北海道             |
| 東通地域    | 青森県             |
| 女川地域    | 宮城県             |
| 福島地域    | 福島県             |
| 東海第二地域  | 茨城県             |
| 柏崎刈羽地域  | 新潟県             |
| 志賀地域    | 石川県、富山県         |
| 福井エリア地域 | 福井県、滋賀県、京都府、岐阜県 |
| 浜岡地域    | 静岡県             |
| 島根地域    | 島根県、鳥取県         |
| 伊方地域    | 愛媛県、山口県         |
| 玄海地域    | 佐賀県、長崎県、福岡県     |
| 川内地域    | 鹿児島県            |

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

## 地域原子力防災協議会 構成員

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 内閣府    | 政策統括官（原子力防災担当）                  |
| 原子力規制庁 | 長官官房核物質・放射線総括審議官                |
| 内閣官房   | 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付<br>危機管理審議官 |
| 内閣府    | 大臣官房審議官（防災担当）                   |
| 警察庁    | 長官官房審議官                         |
| 総務省    | 大臣官房総括審議官                       |
| 消防庁    | 国民保護・防災部長                       |
| 文部科学省  | 大臣官房審議官（研究開発局担当）                |
| 厚生労働省  | 大臣官房技術総括審議官                     |
| 農林水産省  | 大臣官房技術総括審議官                     |
| 経済産業省  | 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）             |
| 国土交通省  | 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官              |
| 海上保安庁  | 総務部参事官（警備救難部担当）                 |
| 環境省    | 大臣官房審議官                         |
| 防衛省    | 大臣官房審議官                         |
| 関係道府県  | 副知事（※）                          |

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

### 作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

# 資料 2 - 1

## 福島地域の地域防災計画・避難計画策定状況

29. 3. 21現在

|      | 地域防災計画    | 避難計画      | 備 考                     |
|------|-----------|-----------|-------------------------|
| 福島県  | 28年 2月    | 28年12月15日 | 地域防災計画はH29年度上半期で改定予定    |
|      |           |           |                         |
| いわき市 | 28年 4月    | 28年 4月    |                         |
| 田村市  | 28年 6月30日 | 未策定       | 避難計画については現在策定中          |
| 南相馬市 | 25年12月20日 | 25年12月    |                         |
| 川俣町  | 27年 3月27日 | 27年 3月    |                         |
| 広野町  | 27年 3月25日 | 27年 7月    |                         |
| 楢葉町  | 26年 6月    | 27年 7月    |                         |
| 富岡町  | 28年 9月23日 | 28年 9月23日 |                         |
| 川内村  | 25年 6月28日 | 26年10月21日 |                         |
| 大熊町  | 未策定       | 未策定       | 地域防災計画・避難計画は住民の帰還後に策定予定 |
| 双葉町  | 未策定       | 未策定       | 地域防災計画・避難計画は住民の帰還後に策定予定 |
| 浪江町  | 29年 3月 6日 | 29年 3月 6日 |                         |
| 葛尾村  | 25年 7月    | 未策定       | 避難計画については現在策定準備中        |
| 飯舘村  | 25年 3月18日 | 未策定       | 避難計画は住民の帰還後に策定予定        |
|      |           |           |                         |
| 小計   | 12／14     | 9／14      |                         |

## 福島地域の緊急時対応の策定に向けて

福島地域の緊急時対応の策定にあたっては、以下の福島地域の特徴を踏まえる必要がある。

- 帰還困難地域が存在する現存被ばく状況下である。
- 市町村が設定する P A Z の位置づけ

また、共通認識として、他の地域の緊急時対応と同様、以下の点についての整備が必要である。

- 社会福祉施設、病院、在宅、学校等の個別避難計画
- 福祉車両を含む避難車両等の確保体制
- 避難単位（地区）とモニタリングポスト等の関連付け

**福島県における原子力緊急事態等現地対応マニュアルの改訂について（案）**

平成 29 年 3 月 日

原子力災害現地対策本部

原子力規制庁

福島地域原子力規制総括調整官事務所

福島第一原子力規制事務所

福島第二原子力規制事務所

**1. 改訂趣旨**

昨年 11 月、今年 2 月と二度にわたり、福島県沖で発生した地震（福島第一原発立地市町村で震度 5 弱）に対処するため事故現地警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報収集に努めてきた。当地域は、その特殊性として暫定 OFC（既設災害現地対策本部）及び南相馬 OFC の二カ所に原子力災害対策拠点が存在しており、現行の「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」では、新たな情報収集事態及び警戒事態（以下「新たな警戒事態等」という。）の発生とともに暫定 OFC 内に警戒本部を設置し必要な情報収集を行うとともに、同時に同 OFC から関係班要員の一部が南相馬 OFC に移動を開始し、到着を待って同警戒本部の南相馬 OFC への移管が行われることとなる。昨今の地震においては、かかるマニュアルに基づき、情報収集等必要な対応を行ってきたが、対応時に得られた課題等教訓を踏まえ、より実効性のある県内対応体制等を構築すべく、今般、当該マニュアルの一部を見直すこととする。

**2. 課題と対応方針****（1）警戒事態等への取り組み****① 事故現地警戒本部の実効性確保**

現在の既設災害現地対策本部の人員体制は事故当時に比べ大幅に縮小され、また、その主要業務も被災者生活支援にあるなど、新たな警戒事態等への対応を迅速かつ的確に行うことが難しい組織体制となっている。インフラとしても、同本部の所在する自治会館は外部電源喪失時の非常用電源供給時間が短く、また、衛星通信回線を利用した多様・多重な通信システムもなく、一般通信回線が不通になった場合の連絡手段が十分確保されていない。

**(対応方針)**

昨年 7 月の南相馬 OFC 運営開始から内閣府及び原子力規制庁の地域原子力規制総括調整官、原子力防災専門官を中心に新たな警戒事態等の対応にかかる確実な体制を構築し必要な訓練等を継続的に実施している。また、インフラについても、OFC 指定要件を満足した、十分な電源供給が可能な非常用電源設備、衛星通信回線を利用した多様な通信システム等を整備している。かかる状況を踏まえ、新たな警戒事態等に迅速かつ的確に対処するため、1F において新たな警戒事態等が発生した場合、南相馬 OFC において速やかに警戒本部を設置し、一元的に対処する仕組みを構築する。この際、既設災害現地対策本部は、避難指示区域への一時立入者等に的確に対処するため、住民安全班及び公益一時立入チームに必要な体制を構築する。

**② 事故現地警戒本部の代替 OFC への移転**

南相馬 OFC は、海拔 12 メートル、海からの距離は約 2.5 キロの位置に立地していることから、万が一、敷地高さを超える津波が来襲した際に浸水の影響がないとは言い切れない。また、このような事態下で、OFC に関係自治体等から対策要員を参集させることは人命優先の観点からも問題がある。

**(対応方針)**

10 メートル超の大津波警報が発令された場合、自動的に、楢葉 OFC に警戒本部機能を移転する仕組みを構築する。

**(2) 緊急事態への取り組み****・ 原子力災害合同対策協議会構成員の確保**

OFC 参集が求められる関係自治体の多くは沿岸に面しており、移動の際に利用する国道 6 号線は津波により浸水被害を受ける可能性が高い。また、自治体の立地事情から、OFC 参集に当たり（緊急事態が発生している）1F、2F 近傍を通過する必要があるなど参集が確実に行われることを担保できない。特に、合同対策協議会は地域の関係機関で構成される重要な会議体であるが、構成員である自治体に衛星通信回線による TV 会議参加手段がないなど OFC に参集できない場合の代替措置がない。

**(対応方針)**

合同対策協議会メンバーが確実に会議に参加できるよう、代替 OFC を有効に活用する。具体的には、1F で緊急事態が発生した場合は、1F 以南の自治体参集者（いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、田村市及び双葉町

(※1))については、常磐自動車道が不通を条件に、檜葉 OFC に参集することとし、衛星通信回線を用いた TV 会議システムにより南相馬 OFC で開催される合同対策協議会に参加させる。また、2 F で緊急事態が発生した場合は、2 F 以北の自治体参集者（南相馬市、川俣町、飯舘村、浪江町及び葛尾村）(※2)は同様の条件の下、南相馬 OFC に参集する。

※1 双葉町は 1F 以北に位置するが、全体の 9 割以上が帰還困難区域にあり、当面の間、いわき市内のいわき事務所に役場機能が置かれることが見込まれることから、1F 以南として位置づける。

※2 双葉町は※1と同様の理由により 2 F 以南と位置づける。また、大熊町は原子力安全対策に係る役場機能がいわき市内にあることから、当面の間、2 F 以南と位置づける。

### 3. 改定スケジュール

- ・本年度末までに改訂方針及びマニュアル新旧対照表を策定し、県内関係自治体と調整
- ・4 月関係省庁と調整
- ・5 月改訂版発行

以上

# 原子力緊急事態等現地対応マニュアル (福島県)

平成 28 年 7 月 1 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
原子力規制庁  
原子力災害現地対策本部

＜改正履歴＞

平成 28 年 7 月 1 日 制定

## 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第1章 総 則 .....                          | 3  |
| 第1節 目的 .....                           | 3  |
| 第2節 定義 .....                           | 3  |
| 第2章 情報収集事態・警戒事態 .....                  | 5  |
| 第1節 原子力事業所の情報収集 .....                  | 5  |
| 第2節 事故現地警戒本部 .....                     | 5  |
| 第3節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部への人員・資機材等の派遣 ..... | 7  |
| 第4節 情報の収集及び報告・共有 .....                 | 8  |
| 第5節 広 報.....                           | 8  |
| 第6節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部における記録保存 .....     | 9  |
| 第7節 緊急参集の縮小・解除 .....                   | 9  |
| 第3章 施設敷地緊急事態.....                      | 10 |
| 第1節 初動等 .....                          | 10 |
| 第2節 事故現地対策本部 .....                     | 10 |
| 第3節 現地事故対策連絡会議 .....                   | 11 |
| 第4節 緊急時対策所及び事故現地対策本部の人員・資機材等の派遣.....   | 12 |
| 第5節 情報の収集及び報告 .....                    | 12 |
| 第6節 緊急時対策所及び事故現地対策本部における記録保存 .....     | 12 |
| 第7節 事故現地対策本部及び現地事故対策連絡会議の廃止等 .....     | 12 |
| 第4章 全面緊急事態（フェーズ1及びフェーズ2共通） .....       | 13 |
| 第1節 原子力災害現地対策本部（現地本部） .....            | 13 |
| 第2節 原子力災害合同対策協議会 .....                 | 13 |
| 第3節 緊急時対策所及び現地本部における人員・資機材等の派遣.....    | 15 |
| 第4節 情報の収集及び報告 .....                    | 15 |
| 第5節 オフサイトセンターにおける被ばく管理等 .....          | 16 |
| 第6節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存.....          | 17 |
| 第7節 現地本部及び協議会の体制変更等 .....              | 17 |

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 第5章 原子力災害事後対策 .....                           | 18 |
| 第1節 情報の収集及び報告 .....                           | 18 |
| 第2節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存 .....                | 18 |
| 第3節 現地本部及び協議会の廃止 .....                        | 18 |
| 第6章 武力攻撃原子力災害への対応 .....                       | 18 |
| 第7章 緊急時対応センターの代替措置 .....                      | 18 |
| (別表1) 情報収集事態又は警戒事態の際の主な情報集約項目例 .....          | 19 |
| (別表2) 各機能班のベスト色一覧 .....                       | 21 |
| (別表3) 現地事故対策連絡会議の構成 .....                     | 22 |
| (別表4) 総括班の役割 .....                            | 23 |
| (別表4) 広報班の役割 .....                            | 26 |
| (別表4) 放射線班の役割 .....                           | 28 |
| (別表4) 医療班の役割 .....                            | 29 |
| (別表4) 住民安全班の役割 .....                          | 31 |
| (別表4) 運営支援班の役割 .....                          | 33 |
| (別表4) 実動対処班の役割 .....                          | 34 |
| (別表4) プラントチームの役割 .....                        | 35 |
| (別表5) 施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例 .....              | 36 |
| (別表6) 協議会における役割及び担当者 .....                    | 38 |
| (様式1) 電話・口頭連絡受信票 .....                        | 41 |
| (様式2) F a x 送受信票 .....                        | 42 |
| (参考) 関係地方公共団体及び原子力事業者の参集者一覧 (オフサイトセンター) ..... | 43 |

## 第1章 総 則

### 第1節 目的

本マニュアルは、以下の1に掲げる職員が、2の業務に関し、3に掲げる関係法令等に規定するもののほか、必要な事項の処置要領を定めることを目的とする。

#### 1 職員

- (1) 原子力規制委員会組織規則（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）第14条第10項に規定する地域原子力規制総括調整官
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第30条第1項に規定する原子力防災専門官
- (3) 原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））第10条第2項に規定する原子力規制事務所の職員
- (4) 原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定。以下「原災マニュアル」という。）に規定する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）の職員
- (5) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）の職員
- (6) 原災法第17条第9項に規定する原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）の職員

#### 2 業務

- (1) 原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）及び防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定）に規定する情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態への対応に関して行う業務
- (2) 原災法第2条第7号に規定する原子力災害事後対策に関して行う業務
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第105条に規定する応急対策及び事後対策に関して行う業務

#### 3 関係法令等

- (1) 原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）
- (2) 国民保護法
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第34条第1項に規定する防災基本計画
- (4) 災対法第36条第1項に規定する内閣府防災業務計画及び原子力規制委員会防災業務計画
- (5) 原子力災害対策マニュアル（以下「原災マニュアル」という。）
- (6) 原子力規制委員会初動対応マニュアル（原規防第120919005号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））
- (7) 内閣府政策統括官（原子力防災担当）初動対応マニュアル（平成26年10月14日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）
- (8) 原子力規制事務所業務要領（原規総発第120919021号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））  
なお、原子力規制庁組織細則第10条第6項に規定する地方放射線モニタリング対策官事務所の職員が行う上記業務については、別に定めるところによる。

### 第2節 定義

#### 1 オフサイトセンター

オフサイトセンターとは、原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設をいい、東京

電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所に対しては、福島県南相馬原子力災害対策センター内の施設（以下「南相馬オフサイトセンター」という。）同第二発電所に対しては、福島県楡葉原子力災害対策センター内の施設（以下「楡葉オフサイトセンター」という。）とする。

## 2 代替オフサイトセンター

代替オフサイトセンターとは、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第2条に規定する「緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設」をいい、南相馬オフサイトセンターの代替オフサイトセンターは楡葉オフサイトセンター及び福島県環境創造センター交流棟とし、楡葉オフサイトセンターの代替オフサイトセンターは南相馬オフサイトセンター及び福島県環境創造センター交流棟とする。

## 3 暫定オフサイトセンター

「平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所である福島県自治会館(福島県福島市)をいう。

## 4 原子力保安検査官

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付統括原子力保安検査官又は原子力保安検査官に任命され、原子力規制事務所に配属された者をいう。

## 5 原子力防災専門官

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官又は原子力規制委員会原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課原子力防災専門官に任命され、原子力規制事務所に配属された者をいう。

## 第2章 情報収集事態・警戒事態

### 第1節 原子力事業所の情報収集

原子力規制事務所業務要領に規定する所長（以下「所長」という。）又は原子力保安検査官は、情報収集事態又は警戒事態が発生した場合には、原子力事業所の緊急時対策所において、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至る可能性、これらの事態に至るまでの時間的裕度、原子力事業者の対応状況等、必要な情報収集を行い、適宜、原災マニュアルに規定する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）プラント班<sup>（※1）</sup>へ報告する。

※1）各機能班が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

昼間：原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課事故対処室直通電話（03-5114-2110）

夜間：原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課事故対処室宿直当番（080-5885-7450）

### 第2節 事故現地警戒本部

#### 1 事故現地警戒本部の設置準備

##### （1）オフサイトセンターの立ち上げ

原子力規制事務所業務要領に規定する副所長（以下「副所長」という。）又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合には、それぞれ南相馬オフサイトセンター又は楢葉オフサイトセンターの立ち上げ作業を行う。また、警戒事態が発生した場合には、以下のとおり、原子力規制庁及び内閣府が契約するオフサイトセンターの運営支援業者及び福島県に対して、速やかにオフサイトセンターの立ち上げ作業を支援するよう要請する。

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所が警戒事態になった場合は両オフサイトセンターを立ち上げる。

ア 副所長又は原子力防災専門官は、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者に対し、事態発生から1時間以内を目安として、可能な限り速やかに原子力防災設備・機器の異常の有無の点検を行うよう要請する。

イ 副所長又は原子力防災専門官は、福島県に対し、速やかに非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検を行うよう要請する。

ウ 副所長又は原子力防災専門官は、上記ア・イに併せて、点検の結果、機能に異常があることが確認された場合には、復旧作業を行うよう要請する。

##### （2）原子力防災設備・機器の機能確認

副所長又は原子力防災専門官は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者又は福島県と連携して、オフサイトセンターに係る以下の設備等の機能確認を行い<sup>（※2）</sup>、その結果については、事故警戒本部運営支援班<sup>（※3）</sup>に報告する。<sup>（※4）</sup>

- ① 衛星電話、固定電話（一般・専用回線）（原子力規制庁が契約する運営支援業者）
- ② 緊急時対策支援システム（E R S S）（原子力規制庁が契約する運営支援業者）
- ③ テレビ会議システム（衛星・専用回線）（原子力規制庁が契約する運営支援業者）
- ④ 非常用電源設備（福島県）
- ⑤ F A X機器（衛星・一般・専用回線）（原子力規制庁が契約する運営支援業者）
- ⑥ 放射線測定機器（内閣府が契約する運営支援業者）

※２）副所長又は原子力防災専門官は、並行して、福島県及び原子力事業者に対して、これらの者が所有する以下の設備等についても機能確認を開始するよう要請する。（警戒事態以降）

- ① 敷地内外のモニタリングポスト（テレメーター及び非常用電源装置を含む。）（実施者：福島県及び原子力事業者）＊
- ② 排気筒モニタ（実施者：原子力事業者）
- ③ 衛星電話、固定電話（実施者：福島県）
- ④ F A X機器（実施者：福島県及び原子力事業者）
- ⑤ 福島県テレビ会議システム（実施者：福島県）

＊地方放射線モニタリング対策官と連携して実施

※３）事故警戒本部運営支援班が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

昼間：原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課直通電話（03-5114-2121）

夜間：原子力規制庁・内閣府一般宿直当番１（080-6785-6945）

原子力規制庁・内閣府一般宿直当番２（080-6785-6913）

※４）機能確認の結果報告については、結果に異常が無い場合であって、かつ、他に優先すべき業務があるときは、当該優先業務の後に報告することとして構わない。

### （３）既設の原子力災害現地対策本部の立ち上がり確認等

既に暫定オフサイトセンターに設置されている原子力災害現地対策本部（以下「既設災害現地対策本部」という。）は、福島第一原子力発電所において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合には、速やかに暫定オフサイトセンターが立ち上がっていることを確認する。また、既設災害現地対策本部は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者又は福島県と連携して、上記（２）①から⑥の設備の機能確認を行い、その結果については事故警戒本部運営支援班（※３）に報告する。（※４）

## ２ 事故現地警戒本部の設置

### （１）事故現地警戒本部設置の時期等

#### ア 福島第一原子力発電所において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合

暫定オフサイトセンターと事故警戒本部との間で連絡の確保ができた時点で、同暫定オフサイトセンターに事故現地警戒本部を設置したものとし、以後、同暫定オフサイトセンターにおいて情報収集事態又は警戒事態に対応する事故現地警戒本部として活動する。

ただし、情報収集事態及び警戒事態が発生した場合には、既設災害現地対策本部の構成員を順次南相馬オフサイトセンターに移動させることとし、同本部の機能班のうち、総括班、広報班、放射線班、住民安全班、医療班及びプラントチームに属する各班員の一名以上が南相馬オフサイトセンターに到着し、地域原子力規制総括調整官（不在時は福島第一原子力規制事務所副所長又は原子力防災専門官）と合流し、かつ、事故警戒本部との間で連絡ができた時点で、事故現地警戒本部を南相馬オフサイトセンターに移設したものとする。

#### イ 福島第二原子力発電所において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合

楢葉オフサイトセンターと事故警戒本部との間で連絡の確保ができた時点で、事故現地警戒本部を楢葉オフサイトセンターに設置したものとし、以後、同オフサイトセンターにおいては、情報収集事態又は警戒事態に対応する事故現地警戒本部として活動する。

### （２）構 成

#### ア 暫定オフサイトセンター（移設後は南相馬オフサイトセンター）

事故現地警戒本部長、総括班、広報班、放射線班、住民安全班、医療班、プラントチームとし、事

故現地警戒本部長には内閣府審議官（原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム担当）（不在の場合は総括班長。また、南相馬オフサイトセンターに事故現地警戒本部を移設した場合には地域原子力規制総括調整官（不在の場合は副所長または原子力防災専門官））、各班には既設災害現地対策本部の機能班の要員をもって充てる。

#### イ 檜葉オフサイトセンター

事故現地警戒本部長、総括担当、広報担当、住民安全担当及び情報収集担当とし、事故現地警戒本部長には地域原子力規制総括調整官（不在の場合は副所長または原子力防災専門官）、各担当には所長が指名する原子力規制事務所職員をもって充てる。

### 3 関係地方公共団体等への要請等

事故現地警戒本部長は、原災マニュアルに規定する関係地方公共団体及び原子力事業者に対して、事故現地警戒本部に対する随時の情報共有体制を整備するよう依頼するとともに、事故現地警戒本部を設置したこと及び今後の連絡先を連絡する。

また、警戒事態が発生した場合には、関係地方公共団体に対して、災対法第40条第1項及び第42条第1項に規定する地域防災計画に規定する避難指示区域の関係地方公共団体に対し一時立入りの中止及び避難指示区域に一時立入りしている住民等の退去準備を、PAZ圏内（福島第一原子力発電所の場合を除く。福島第一原子力発電所にPAZが設定されていないことから、本マニュアルにおけるPAZに関する記述については、福島第一原子力発電所を除くこととし、以後同様の除外記述を省略する）の関係地方公共団体に対し施設敷地緊急事態要避難者（以下「要避難者」という。）の避難準備を行うことを地域防災計画に規定するUPZ圏外の関係地方公共団体に対し要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を、それぞれ要請する。

更に、警戒事態が発生した場合には、避難指示区域のある関係地方公共団体及び既設災害現地対策本部に対して、同区域への一時立入り手続きの中止を要請するとともに、すでに一時立入りしている住民等の退去準備の広報を要請する。

### 4 オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策

関係者以外の入館は、事故現地警戒本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、関係者の出入口以外は施錠して立入禁止又は開閉禁止の表示を行う。

## 第3節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部への人員・資機材等の派遣

### 1 派遣要請

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力保安検査官及び事故現地警戒本部長は、警戒事態が発生した場合であって、人員・資機材等の支援が必要と判断したときは、近隣の原子力規制事務所<sup>（※5）</sup>又は事故警戒本部運営支援班に対して、人員・資機材等の派遣要請を行う。

※5）近隣の原子力規制事務所の応援体制は、原則として、下表のとおりとする。以下同じ。

| グループ | 近隣派遣規制事務所              |
|------|------------------------|
| 1    | 泊、東通、六ヶ所               |
| 2    | 女川、福島第一、福島第二、柏崎刈羽      |
| 3    | 東海・大洗、横須賀、川崎、浜岡        |
| 4    | 敦賀、美浜、大飯、高浜、志賀、熊取（東大阪） |
| 5    | 上斎原、島根、伊方、玄海、川内        |

### 2 派遣手段

派遣要請を受けた近隣の原子力規制事務所は、原則、防災対策車で移動することとし、別途、航空機又は船舶の特別な手配が必要な場合には、事故警戒本部に必要な調整を行うよう依頼する。

### 3 事故警戒本部への報告

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力保安検査官及び事故現地警戒本部長は、近隣の原子力規制事務所に対して人員、資機材等の派遣要請を行った場合には、その旨を事故警戒本部運営支援班（※6）に報告する。また、急迫の事情があつて、事故警戒本部運営支援班を通じることなく、近隣の原子力規制事務所以外の原子力規制事務所に応援要請を行った場合には、その旨を事故警戒本部運営支援班に事後報告する。

派遣要請を受けて人員・資機材等の派遣を行った原子力規制事務所は、派遣した職員、資機材等について、事故警戒本部運営支援班に報告する。

※6）事故警戒本部運営支援班が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

昼間：原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課直通電話（03-5114-2121）

夜間：原子力規制庁・内閣府一般宿直当番1（080-6785-6945）

原子力規制庁・内閣府一般宿直当番2（080-6785-6913）

### 4 その他

※5で示した各グループの原子力規制事務所においては、人員・資機材等の派遣を円滑に行うため、相互に派遣要員・資機材等のリストの共有化を図る。

## 第4節 情報の収集及び報告・共有

### 1 緊急時対策所及び事故現地警戒本部における情報収集

#### （1）情報収集すべき事項

情報収集すべき事項は、別表1（19頁）に示す事項を基準とする。

#### （2）情報収集の方法

情報収集は、努めて現場での確認によるものとし、口頭や電話、FAXにより情報を受信した場合には、以下のとおり対応する。

##### ① 口頭又は電話の場合

口頭又は電話により情報を受信した場合は、様式1「電話・口頭連絡受信票」（41頁）に、必要事項（通信時刻、受信／発信者名、連絡内容等）を記入する。

##### ② FAXの場合

FAXにより情報を受信した場合は、様式2「FAX送受信票」（42頁）に、必要事項（件名、受信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等）を記入する。

### 2 事故警戒本部への報告等

収集した情報は、適時、事故警戒本部総括班又はプラント班とテレビ会議システム、電話、FAX、原子力防災活動情報システム等により報告し、情報の共有を図る。

### 3 関係機関との情報の共有

事故現地警戒本部情報収集担当は、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関との連絡手段を確保し、これら関係機関との相互の緊密な連絡体制の維持に努め、情報の共有を図る。

## 第5節 広報

### 1 広報の実施

事故現地警戒本部広報担当は、情報収集事態又は警戒事態の発生後、事故警戒本部総括班が約30分ごととに作成する広報資料を用いて、関係地方公共団体、現地報道機関宛て発信する。ただし、被災状況によ

り、事故現地警戒本部における広報活動が困難な場合には、事故現地警戒本部の広報担当は、事故警戒本部広報班<sup>(※7)</sup>に連絡し、事故警戒本部から関係地方公共団体、現地報道機関宛て発信するよう依頼する。

なお、事故現地警戒本部からの発信内容については、事故警戒本部、関係地方公共団体及び原子力事業者の広報資料と齟齬が生じないよう、十分に確認を行う。

※7) 事故警戒本部の広報班が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

昼間：原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課直通電話（03-5114-2121）

夜間：原子力規制庁・内閣府一般宿直当番1（080-6785-6945）

原子力規制庁・内閣府一般宿直当番2（080-6785-6913）

## 2 事故現地警戒本部への問合せ対応

事故現地警戒本部への問合せについては、事故現地警戒本部広報担当が、可能な範囲で対応することとし、対応が困難な場合には、事故警戒本部広報班に対応を依頼する。

### 第6節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部における記録保存

緊急時対策所及び事故現地警戒本部においては、

- ① 収集した情報及び収集した時刻
- ② 事故警戒本部に報告した情報及び報告した時刻

の経過概要を記録して整理保存する（文書による記録に限定しない。）。事故警戒本部への報告資料を保存することをもって、上記2点が確認可能な場合には、当該報告資料を時系列に纏めて保存する。

### 第7節 緊急参集の縮小・解除

事故現地警戒本部長は、事故警戒本部長から緊急参集指示の縮小・解除についての指示を受けた場合には、事故現地警戒本部における体制の縮小規模ないし解除について検討し、各員に必要な指示を行うこととする。

また、所長は、事故警戒本部長から緊急時対策所についての同様の指示を受けた場合には、上記に準じて対応する。

### 第3章 施設敷地緊急事態

#### 第1節 初動等

原子力規制事務所職員は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、第2章第1節及び第2節1に準じて初動等の対応を行うとともに、オフサイトセンターにおいては、各機能班の立ち上げを行う。

#### 第2節 事故現地対策本部

##### 1 設置

オフサイトセンターと原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）との間で連絡の確保ができた時点で、事故現地対策本部を設置したものとし、事故現地警戒本部が既に設置されている場合は、事故現地警戒本部の機能を事故現地対策本部に継承する。

なお、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所がともに施設敷地緊急事態となった場合には、先に設置された事故現地対策本部において後に施設敷地緊急事態となった発電所の事故現地対策本部を兼ねることを原則としつつ、事象の進展等に応じ、原子力災害対策本部長の判断により柔軟に対応するものとする。

##### 2 構成

###### （1）福島第一原子力発電所で施設敷地緊急事態となった場合

事故現地対策本部長には既設災害現地対策本部長（経済産業副大臣）を、副本部長・事務局長には内閣府審議官（原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム担当）（又は代理の職員）を、各機能班の構成員には、既設災害現地対策本部の機能班員、地域原子力規制総括調整官、所長が指名する原子力規制事務所職員及び原災マニュアルの要員配置表（現地（①対策拠点施設）における各拠点の体制）に基づく職員をもって充てる。

なお、既設災害現地対策本部長が事故現地対策本部に到着するまでの間においては事故現地対策副本部長（不在の場合には地域原子力規制総括調整官（不在の場合は副所長または原子力防災専門官））は実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

###### （2）福島第二原子力発電所で施設敷地緊急事態となった場合

事故現地対策本部長には内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）を、副本部長・事務局長には内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）を、各機能班の構成員には所長が指名する原子力規制事務所職員及び原災マニュアルの要員配置表（現地（①対策拠点施設）における各拠点の体制）に基づく職員をもって充てる。

なお、内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）が事故現地対策本部に到着するまでの間においては、地域原子力規制総括調整官（不在の場合は副所長または原子力防災専門官）は実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

##### 3 関係地方公共団体等に対する参集者派遣依頼

事故現地対策本部総括班又は担当は、関係地方公共団体、現地実動機関及び原子力事業者に対して、一斉招集システム等により、別添の「オフサイトセンター参集要員名簿」の要員をオフサイトセンターに派遣するよう依頼し、随時、機能班を立ち上げる。

##### 4 関係地方公共団体等への要請等

地域防災計画に規定するP A Z圏内の関係地方公共団体等に対し要避難者の避難及び要避難者以外の住民の避難準備並びに安定ヨウ素剤の服用準備を、U P Z圏内の関係地方公共団体等に対し住

民の屋内退避準備を、U P Z 圏外の関係地方公共団体等に対し要避難者の避難受け入れ及び要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請する。

また、避難指示区域のある関係地方公共団体及び既設災害現地対策本部に対して、同区域への一時立入り手続きの中止を要請するとともに、一時立入りしている住民等の退去の広報を要請する。

## 5 事故現地対策本部長等の受入れ準備

### （１）南相馬オフサイトセンター

総括担当は、既設災害現地対策本部長等のオフサイトセンターへの派遣に備えて、状況説明資料を作成するなどの必要な受入れ準備を行う。

### （２）檜葉オフサイトセンター

総括担当は、内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）等のオフサイトセンターへの派遣に備えて、状況説明資料を作成するなどの必要な受入れ準備を行う。

また、南相馬オフサイトセンター、檜葉オフサイトセンターにかかわらず参集要員の移動手段がヘリコプターによる場合であって、夜間等の視界不良時に到着する見込みであるときは、福島県に対して、ヘリポートの準備（離発着用照明機器の動作確認、配置等）を行うよう要請する。

## 6 オフサイトセンターの管理及びセキュリティ対策

### （１）オフサイトセンターの管理

ア 事故現地対策本部長は、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者に入館管理を行うよう指示する。

イ 参集者は入館時に入館管理システムにおいて入館手続を行う。システムが導入されていない場合には、受入簿に氏名を記入するとともに、機能班名、所属名及び氏名が記載された名札を受け取る（名札に氏名の記載がない場合には参集者自身で記載又は名刺を挿入）。

ウ 原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者は、入館管理を行う場所において、参集者の出入りを確認する。現地事故対策連絡会議事務局運営支援班が立ち上がった後は、当該運営支援班が当該業務を引き継ぐ（運営支援業者は引き続き運営支援班業務を支援）。

エ オフサイトセンターに参集する者のうち、機能班に所属する者は、名札とともに、別表 2（21 頁）の班ごとに色分けされたベストを着用する。

オ 原子力災害対策指針に規定する緊急時モニタリングセンターがオフサイトセンターに設置される場合において、緊急時モニタリングセンター参集者による施設の使用や食事、衛生管理等については、事故現地対策本部が管理する。

### （２）関係者以外の入館

関係者以外の入館は、事故現地対策本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、入館管理を行う出入口以外の出入口を施錠して立入禁止又は開閉禁止の表示を行う。

## 第 3 節 現地事故対策連絡会議

### 1 目的及び設置

事故現地対策本部長は、事故現地対策本部を設置した後、主に以下を目的とする現地事故対策連絡会議及びその事務局を設置する。

① 各関係機関の情報を相互に共有すること。

② 全面緊急事態に至った場合に迅速かつ円滑に住民防護措置を講じることができるよう、住民防護措置の具体的な手順・内容を事前調整すること。

② 避難指示区域に一時立入りしている住民等及び P A Z 圏内の要避難者等に係る避難の状況把

握及び輸送支援に係る現地調整を行うこと。

## 2 構 成

現地事故対策連絡会議の構成は別表 3（22 頁）のとおりとし、また、その事務局の構成は、第 2 節 2 の構成員並びに別添「オフサイトセンター参集要員名簿」にある参集要員とし、当該事務局に各機能班を置く。

## 3 運 営

- （1）現地事故対策連絡会議議長は、上記の目的を踏まえ、必要に応じて会議を招集し開催する。
- （2）現地事故対策連絡会議議長は、必要がある場合には、会議構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容の事前・事後の連絡を行う。
- （3）現地事故対策連絡会議議長は、会議の進行を行う。

## 4 現地事故対策連絡会議事務局の各機能班の役割

別表 4（23 頁～35 頁）のとおり。

### 第 4 節 緊急時対策所及び事故現地対策本部の人員・資機材等の派遣

緊急時対策所及び事故現地対策本部においては、第 2 章第 3 節に準じて、人員・資機材等の派遣要請等を行う。

### 第 5 節 情報の収集及び報告

#### 1 緊急時対策所及び事故現地対策本部における情報収集

##### （1）情報収集すべき事項

情報収集すべき事項は、別表 5（36 頁）に示す事項を基準とする。

##### （2）情報収集の方法

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力保安検査官及び現地事故対策連絡会議事務局各機能班は、第 2 章第 4 節 1（2）に準じて情報収集を行う。

#### 2 事故対策本部等への報告

収集した情報については、第 2 章第 4 節 2 に準じて事故対策本部各機能班（原子力規制庁緊急時対応センター（E R C））に報告を行う。

また、現地事故対策連絡会議事務局各機能班は、事故対策本部各機能班（E R C）に直接報告するとともに、同時に事故現地対策本部副本部長及び現地事故対策連絡会議事務局総括班長にも報告する。

事故現地対策本部副本部長及び現地事故対策連絡会議事務局総括班長は、各機能班が収集した情報を集約の上、随時、事故現地対策本部長に報告する。（至急の場合等は、現地事故対策連絡会議事務局各機能班長から、事故現地対策本部副本部長及び現地事故対策連絡会議事務局総括班長を一堂に会させ報告して差し支えない。）

### 第 6 節 緊急時対策所及び事故現地対策本部における記録保存

緊急時対策所及び事故現地対策本部においては、第 2 章第 6 節に準じて記録保存を行う。

### 第 7 節 事故現地対策本部及び現地事故対策連絡会議の廃止等

原災マニュアル第 2 第 1 編第 3 章第 3 節 1 の規定に基づき、内閣府特命担当大臣（原子力防災）（事故対策本部の副本部長を内閣府副大臣又は大臣政務官が務める場合は当該副大臣又は大臣政務官）及び原子力規制委員会委員長が、施設敷地緊急事態が収束したと判断し、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃止することとした場合には、緊急時対策所における原子力保安検査官の体制も解除する。

また、現地事故対策連絡会議議長は、速やかに現地事故対策連絡会議を開催し、当面の間、事後処理等のために継続して開催する必要があるか否かを確認する。

## 第4章 全面緊急事態（フェーズ1及びフェーズ2共通）

### 第1節 原子力災害現地対策本部（現地本部）

#### 1 設 置

原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言が発出され、その後の閣議にて原災法第16条第1項に規定する原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）及び現地本部の設置が決定された時点で、現地本部を設置したものとし、事故現地対策本部の機能を現地本部に継承する。

なお、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所がともに全面緊急事態となった場合には、先に設置された現地本部において後に全面緊急事態となった発電所の現地本部を兼ねることを原則としつつ、事象の進展等に応じ、原子力災害対策本部長の判断により柔軟に対応するものとする。

#### 2 構 成

##### （1）福島第一原子力発電所で全面緊急事態となった場合

現地本部長には既設災害現地対策本部長（経済産業副大臣）を、副本部長・事務局長には内閣府審議官（原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム担当）（又は代理の職員）を、各機能班の構成員には、既設災害現地対策本部の機能班員、地域原子力規制総括調整官、所長が指名する原子力規制事務所職員及び原災マニュアルの要員配置表（現地（①対策拠点施設）における各拠点の体制）に基づく関係省庁の職員をもって充てる。

##### （2）福島第二原子力発電所で全面緊急事態となった場合

現地本部長には内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）を、副本部長・事務局長には内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）を、各機能班の構成員には、地域原子力規制総括調整官、所長が指名する原子力規制事務所職員及び原災マニュアルの要員配置表（現地（①対策拠点施設）における各拠点の体制）に基づく関係省庁の職員をもって充てる。

#### 3 関係地方公共団体等への指示・要請

地域防災計画に規定するP A Z圏内の関係地方公共団体等に対し住民の避難及び安定ヨウ素剤の服用を、U P Z圏内の関係地方公共団体等に対し住民の屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用準備並びにO I Lの発令に伴う避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備を（福島第一原子力発電所で全面緊急事態となった場合は住民の屋内退避のみ）、それぞれ指示するとともに、U P Z圏外の関係地方公共団体等に対し避難の受け入れ、O I Lの発令に伴う避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保）への協力を要請する。

### 第2節 原子力災害合同対策協議会

#### 1 目的及び設置

現地本部長は、現地本部を設置した後、主に以下を目的とする原子力災害合同対策協議会（以下「協議会」という。）の事務局を設置する。

- ① 各関係機関の情報を相互に共有すること。
- ② 原災本部長の指示に基づく措置の具体的な手順・内容等を関係機関間で調整すること。

#### 2 構 成

協議会及び協議会事務局の構成は別表6（38頁）のとおりとする。

#### 3 運 営

- （1）協議会議長は、上記の目的を踏まえ、都度、必要に応じて協議会の全体会議を招集し開催する。

(2) 協議会議長は、必要がある場合には、協議会構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容の事前・事後の連絡を行う。

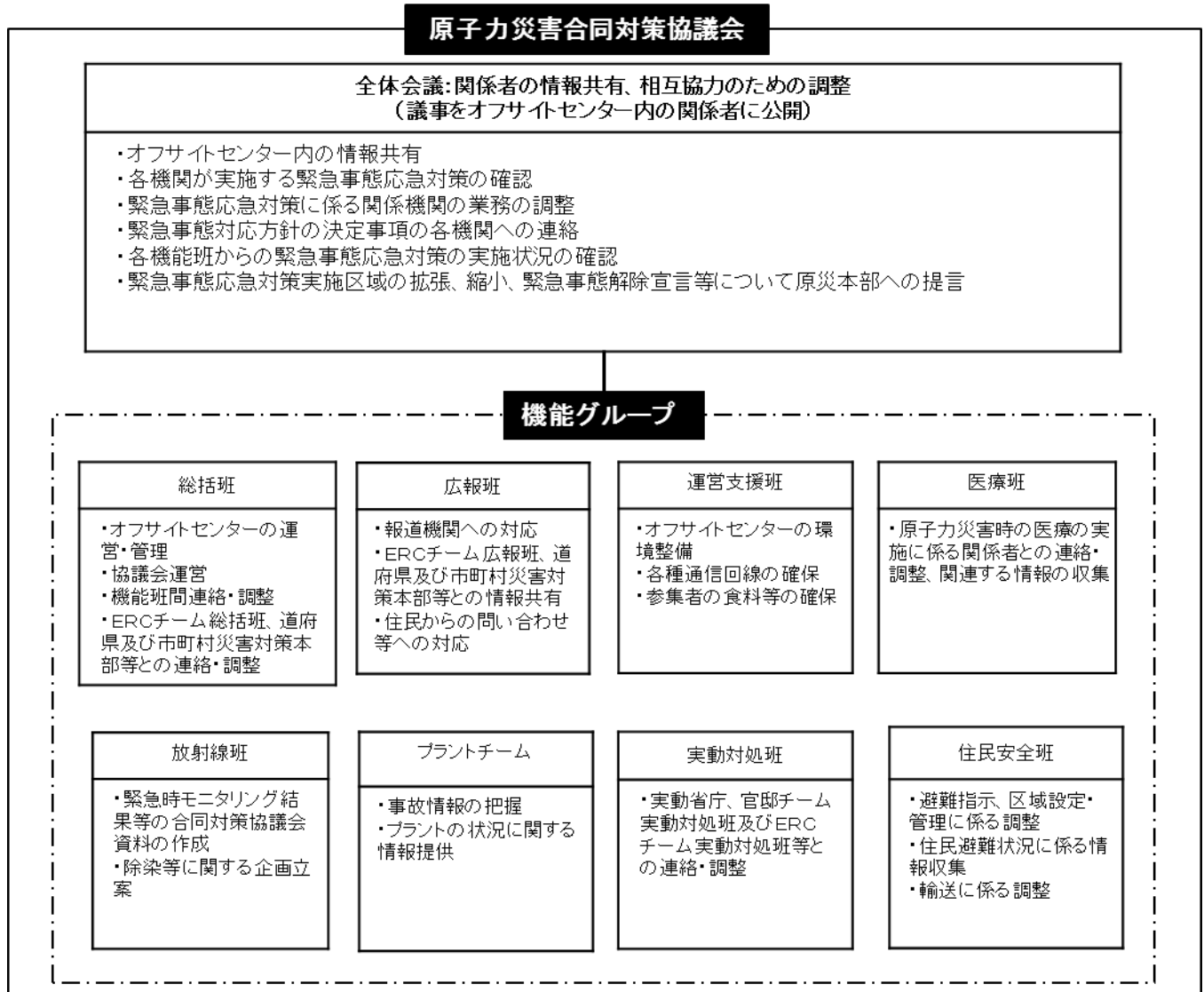
なお、協議会構成員はテレビ会議による参加をもって出席にかえることができる。

(3) 協議会事務局長は、会議の進行を行う。

#### 4 協議会事務局の各機能班の役割

別表4（23頁～35頁）のとおり。

## 協議会の概要図



## 第3節 緊急時対策所及び現地本部における人員・資機材等の派遣

緊急時対策所及び現地本部においては、第2章第3節に準じて、人員・資機材等の派遣要請等の対応を行う。

## 第4節 情報の収集及び報告

## 1 緊急時対策所及び現地本部における情報収集

## (1) 情報収集すべき事項

情報収集すべき事項は、別表5(36頁)に示す事項を基準とする。

## (2) 情報収集の方法

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力保安検査官及び協議会事務局各機能班は、第2章第4節1(2)に準じて情報収集を行う。

## 2 原災本部等への報告

収集した情報については、第2章第4節2及び第3章第5節2に準じて原災本部各機能班(ERC)、現地本部長、現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に報告を行う。

## 第5節 オフサイトセンターにおける被ばく管理等

### 1 オフサイトセンターにおける被ばく管理

#### (1) 放射線防護の総括管理

協議会事務局運営支援班長は、オフサイトセンター内の職員の放射線防護の状態を総括して管理する。

#### (2) 安定ヨウ素剤の予防服用

ア 協議会事務局運営支援班長は、オフサイトセンター内放射線モニタの数値及びポケット線量計所持者の線量確認を行い、有意な値が検出された場合は、協議会事務局放射線班及び医療班の確認を得た後、現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に状況を報告する。

イ 協議会事務局医療班長は、原災本部のオフサイトセンター周辺住民に対する安定ヨウ素剤服用指示の状況も勘案し、オフサイトセンター内職員が安定ヨウ素剤を予防服用する必要があると判断した場合には、その旨を現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に報告する。

ウ 現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長は、現地本部長に状況を報告した上で、安定ヨウ素剤の予防服用について説明し、協議会事務局運営支援班長に対し、安定ヨウ素剤のオフサイトセンター内職員への配布を指示する。

### 2 現地本部の代替オフサイトセンターへの移転

#### (1) 移転の考え方

原則として、次に掲げる事項に該当する場合には、現地本部長は、原災本部長に上申し、その指示を受け、代替オフサイトセンターへの移転（※8）を行う。

① 大地震や大津波の発生、近隣火災による類焼等により、オフサイトセンター内の設備・資機材に深刻な損傷が発生し、若しくはオフサイトセンターの立地場所が避難区域に指定されるなど使用不能な状態に至った場合、又は使用不能な状態に至る蓋然性が高い場合

② その他、オフサイトセンターにおける活動に著しい支障が発生した場合

なお、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した段階で、オフサイトセンターの移転の必要性に迫られることが想定される場合は、その時点で現場にいる責任者の下、本項に準じて対応する。

また、オフサイトセンターの立地場所が避難区域に指定されることによる移転の場合は、周辺住民の避難が完了した後、又は周辺住民の最終避難と同時に移転を終了することができるよう、放射線防護対策設備を稼働させつつ順次移転させ、代替オフサイトセンターでの活動に円滑に移行できるよう努める。

※8) 代替オフサイトセンターの名称、所在地、移転の際の主な経路、要員・資機材の運搬手段等をオフサイトセンターごとにあらかじめ整理しておくこと。

## （２）移 転

### ア 移転の準備

協議会事務局運営支援班は、代替オフサイトセンターの施設管理者に対して、受入れ準備の開始を依頼する（協議会事務局運営支援班の対応が困難な場合には、原災本部運営支援班（ＥＲＣ）が依頼する。）とともに、原災本部運営支援班（ＥＲＣ）に対して、代替オフサイトセンターの資機材倉庫を管理する原子力規制庁や防災基本計画に規定する緊急輸送関係省庁等と資機材輸送に係る調整を行うよう依頼する。

### イ 関係機関等への連絡

協議会事務局総括班は、オフサイトセンターの移転時期、移転先について関係機関、関係地方公共団体等に連絡する（協議会事務局総括班の対応が困難な場合には、原災本部総括班（ＥＲＣ）が連絡する。）。

### ウ 移転の実施

現地本部副本部長は、関係者に対し退避経路、持出物品の整理、防火対策等を指示し、原子力施設の構造等に関する資料、衛星携帯電話機、放射線測定機器、放射線防護資機材、除染用資機材等を防災対策車等に積載し、緊急輸送関係省庁の協力を得つつ、随時、代替オフサイトセンターへ移転する。

また、代替オフサイトセンターに移転するに当たっては、その移転が完了するまでの間に現地本部として決定しなくてはならない重要事項については、原災本部に引継ぐ。

## 第６節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存

緊急時対策所及び現地本部においては、第２章第６節に準じて記録保存を行う。

## 第７節 現地本部及び協議会の体制変更等

原災法第１５条第４項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言の発出後における緊急時対策所並びに現地本部及び協議会の体制・事務局各機能班の役割については、原災本部が変更を要すると判断した場合には、これに基づき変更を行う。

協議会においては、原子力緊急事態解除宣言発出後に全体会議を開催し、協議会構成員の体制変更等について要望があった場合には、これらを取りまとめの上、原災本部総括班（ＥＲＣ）に報告する。

## 第5章 原子力災害事後対策

### 第1節 情報の収集及び報告

#### 1 緊急時対策所及び現地本部における情報収集

##### (1) 情報収集すべき事項

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力保安検査官及び協議会事務局各機能班は、それぞれが収集すべき情報項目について原災本部各機能班（E R C）と調整し、随時情報を取りまとめる。

##### (2) 情報収集の方法

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力保安検査官及び協議会事務局各機能班は、第2章第4節1（2）に準じて情報収集を行う。

#### 2 原災本部等への報告

収集した情報については、第2章第4節2及び第3章第6節2に準じて原災本部各機能班（E R C）、現地本部長、現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に報告を行う。

### 第2節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存

緊急時対策所及び現地本部においては、第2章第5節に準じて記録保存を行う。

### 第3節 現地本部及び協議会の廃止

現地本部及び協議会は、原災本部が廃止されることをもって、廃止する。

## 第6章 武力攻撃原子力災害への対応

国民保護法第102条に規定する原子力施設の安全確保並びに第103条及び第106条に規定する災害の発生防止に係る業務については、原子力規制委員会国民保護計画（原規防発第130301002号（平成26年5月9日原子力規制委員会決定））及び内閣府国民保護計画（平成17年10月28日策定）の定めるところによる。

国民保護法第105条第7項に規定する武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの事象の程度に応じて、本マニュアルの第2章から第5章までに準じて対応する。ただし、原子力施設に対する武力攻撃等の継続的な危険性があると考えられる場合には、代替オフサイトセンターでの対応に移行するなど、緊急時対策所及びオフサイトセンターで勤務する要員の安全確保に努めることとする。

## 第7章 緊急時対応センターの代替措置

原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年4月2日原子力規制委員会決定）において、首都直下地震の発生により緊急時対応センター（E R C）が使用できなくなった場合、緊急時対応センターの代替措置として、近傍のオフサイトセンターの施設及び機器・設備を使用する。

首都直下地震発生後、原子力規制庁緊急時対応センターの代替施設として原子力規制庁長官が指定した施設を担任する原子力規制事務所の所長は、以下の業務を実施し、代替施設としての運用準備等を行うものとする。

- ① 緊急時対応センターの要員が移動する間、同センターにおいて宿日直業務を代行すること。
- ② 第2章第2節1（2）に規定する事項を実施すること。

### 附 則

本マニュアルは、平成28年 7月 1日から施行する。

情報収集事態又は警戒事態の際の主な情報集約項目例

※【 】は情報収集を行う主な部署

1 事故概要等に関する事項

(1) 事象の概要【緊急時対策所】

- ① 発生時刻、規制事務所職員が発生の連絡を受けた時刻
- ② 事象発生施設及び発生場所
- ③ 事象の内容
- ④ 放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ⑤ 施設内外の放射線モニタリング値
- ⑥ 人的・物的被害の有無
- ⑦ 気象・海象状況
- ⑧ 事象発生の原因

2 関係機関の活動に関する事項

(1) 原子力事業者の対応状況【緊急時対策所】

- ① 施設の状況（現場写真を含む。）
- ② 被害の状況
- ③ 事象拡大阻止のための応急対策活動の状況
- ④ 施設敷地緊急事態への進展可能性及び進展する場合の時間的猶予

(2) 関係機関（関係地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者）の体制

- ① 原子力事業者の対策本部等の設置状況【緊急時対策所】
- ② 関係機関それぞれの対策本部等の設置状況【事故現地警戒本部】

(3) 関係地方公共団体の対応状況【事故現地警戒本部】

- ① 住民への連絡状況
- ② 応急対策活動の状況
- ③ 関係地方公共団体からの要望内容及び当該要望への対応状況

(4) 国の（支援）体制

- ① 緊急時対策所への原子力保安検査官の派遣（準備）状況及び人員・資機材応援要請状況【緊急時対策所】
- ② 事故現地警戒本部への原子力防災専門官の参集状況及び人員・資機材応援要請状況【事故現地警戒本部】
- ③ 緊急事態応急対策委員及び専門家の現地派遣の準備状況【事故警戒本部】
- ④ 緊急時モニタリングに係る要員及び機器の現地派遣の準備状況【事故警戒本部、関係省庁】
- ⑤ 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの現地派遣の準備状況【事故警戒本部等】
- ⑥ 国の職員の現地派遣状況【各省庁】
- ⑦ 関係省庁における支援体制【各省庁】

(5) モニタリング体制

- ① 原子力事業者による緊急時モニタリングの準備状況【事故現地警戒本部】
- ② 関係地方公共団体による緊急時モニタリングの準備状況【事故現地警戒本部】

(6) 人的被害の状況

- ① 事象発生現場における被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項【緊急時対策所】
- ② 被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

（※）地元警察・消防からの情報は関係地方公共団体を通じて収集

(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備

- ① 要避難者等の避難準備状況【事故現地警戒本部】
- ② 避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況【緊急時対策所、事故現地警戒本部】
- ③ 避難場所の準備状況【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

(8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備

- ① 事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況【緊急時対策所】
- ② 警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

(9) 医療体制の準備

- ① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況【緊急時対策所、事故現地警戒本部】
- ② 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣及び原子力災害拠点病院の受入れ等の準備状況【事故現地警戒本部】
- ③ 安定ヨウ素剤の服用準備状況（服用要請の伝達状況、配布準備の状況等）【事故現地警戒本部】

(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況【事故現地警戒本部】

(11) 消火活動【事故現地警戒本部】

(12) オフサイトセンターの活動状況（オフサイトセンターが活動を開始した場合）【事故現地警戒本部】

- ① 国、関係地方公共団体の職員の参集状況
- ② 専門家の参集状況
- ③ 他の原子力事業者の協力実施状況

3 その他気づき事項

各機能班のベスト色一覧

| ＜機能班名＞  | ＜ベストの色＞ |
|---------|---------|
| 総括班     | 黄色      |
| 広報班     | 青色      |
| 放射線班    | 赤色      |
| 医療班     | 白色      |
| 住民安全班   | 緑色      |
| 運営支援班   | 水色      |
| 実動対処班   | 紺色      |
| プラントチーム | 橙色      |

現地事故対策連絡会議の構成

|     |                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 事故現地対策本部副本部長                                                                          |
| 構成員 | 現地事故対策連絡会議事務局各機能班長<br>別添「オフサイトセンター参集要員名簿」に示す関係地方公共団体及び原子力事業者<br>の参集者<br>その他議長が必要と認める者 |

## 現地事故対策連絡会議及び協議会各機能班の役割

| 総括班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一斉招集システム等による別添「オフサイトセンター参集要員名簿」参集者の派遣依頼</li> <li>② 関係地方公共団体及び原子力事業者に対して、参集者を通じた随時の情報共有体制を整備するよう依頼（地域防災計画に規定するUPZ圏内の市町村については、当該市町村を所轄する道府県を通じた随時の情報共有体制を整備するよう依頼）</li> <li>③ 現地事故対策連絡会議事務局総括班活動計画管理ボードの作成及び同計画管理ボードの原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>④ 派遣要員の参集状況の把握・役割分担の確認</li> <li>⑤ 参集困難者発生時の（関係地方公共団体等の参集者に対する）定期連絡（情報収集）の実施（役場庁舎移転の有無、住民避難の状況、被災情報等、原子力防災に係る支援要請、次回連絡予定時刻）</li> <li>⑥ 防災資機材及び備蓄物資の確認・準備</li> <li>⑦ 資料・備品等の準備</li> </ul> <p>防災関係資料（防災業務組織体制関連資料、周辺地図、人口分布、周辺道路等の社会環境関連資料、放射性物質・放射線関連資料）及び備品（水、食料、簡易トイレ等）の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ オフサイトセンターの管理及びセキュリティ対策（現地事故対策連絡会議事務局運営支援班が立ち上がるまでの間）</li> <li>⑨ 内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）の受入れ準備</li> <li>⑩ PAZ圏内の要避難者避難に係る総括業務（避難状況の取りまとめ等）</li> <li>⑪ 相互オフサイトセンター間の連絡業務</li> </ul> <p>(2) 国の職員・専門家の緊急派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故対策本部総括班（ERC）から国の職員、専門家のオフサイトセンターへの交通手段、到着予定時刻、派遣者リストについての通報受け</li> <li>② （必要に応じて）地域における輸送に関する関係機関（現地）への支援依頼</li> </ul> <p>(3) 現地事故対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① （原子力施設関連情報、PAZ圏内住民避難準備・要避難者避難関連情報等の入手時、緊急の場合）現地事故対策連絡会議の開催</li> <li>② 会議議事次第、席次表、ト書き等作成</li> <li>③ 会議資料の収集整理（各機能班、県、市町村、県警察・消防機関、原子力事業者、指定公共機関等からの提出資料の検討・送付依頼）</li> <li>④ 会議資料の事故対策本部総括班（ERC）及び関係機関への送付</li> <li>⑤ 事故対策本部から示された住民避難・退避等の防護対策に関する事故対策本部総括班（ERC）との調整・協議</li> <li>⑥ 必要に応じ、関係自治体・機関等とのTV会議の実施</li> </ul> |

- ⑦ 現地事故対策連絡会議議事内容の関係機関等への速報（依頼）及び議事録作成と事故対策本部総括班（E R C）及び関係機関への送付

#### （４）その他（定期活動）

- ① 現地事故対策連絡会議事務局各機能班からの定期報告の集約、事故現地対策本部長等への報告
- ② 事故対策本部総括班・関係機関との定期的な情報交換、特に防災活動、被害状況に関する情報提供
- ③ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要、重要情報等の大型画面への表示等）

### 2 全面緊急事態時全般業務

#### （１）初期活動等

- ① 総括班活動計画管理ボードの作成及び同計画管理ボードの原子力防災活動情報システムへの入力
- ② 原子力事業者から原災法第１５条に該当する事象が発生した旨の連絡を受けた際、現地本部の設置、特に参集状況を踏まえた機能班編成の変更の検討
- ③ 原災本部総括班（E R C）からの公示案・指示案の連絡受けと協議会での周知徹底
- ④ 第一回原災本部会議へのＴＶ会議による参加

#### （２）協議会の開催

- ① 開催予定時刻、議題、各所からの提出資料の検討・送付依頼
- ② 議事次第、席次表、ト書き等作成
- ③ 会議資料の集約、原災本部総括班（E R C）及び関係機関へ送付
- ④ 緊急事態応急対策に係る各機関の現状確認・相互調整
- ⑤ 緊急事態対処方針の決定事項の各機関への連絡
- ⑥ 緊急事態応急対策実施区域の拡大、縮小についての原災本部への提言
- ⑦ 協議会での議事録作成と原災本部及び関係機関への送付
- ⑧ 協議会を運営する事務局としての機能班の設置

#### （３）その他（定期活動）

- ① 協議会事務局各機能班からの定期報告の集約、現地本部長等への報告
- ② 原災本部総括班（E R C）・関係機関との定期的な情報交換、特に防災活動、被害状況に関する情報提供
- ③ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要、重要情報等の大型画面への表示等）

### 3 共通個別業務

#### （１）総括担当業務

- ① 屋内退避、避難等に関する提言案のとりまとめ、事故対策本部・原災本部総括班（E R C）への伝達
- ② 事故現地対策本部・現地本部の本部長・副本部長等の補佐
- ③ 現地事故対策連絡会議・協議会の運営・事務（資料とりまとめ）
- ④ 現地事故対策連絡会議・協議会の決定事項の関係機関（参加できなかった機関）への伝達
- ⑤ 現地事故対策連絡会議・協議会事務局各機能班の情報集約及び事故対策本部・原災本部の本部長指示等を含む必要な情報の事故現地対策本部・現地本部内への周知徹底
- ⑥ 現地の道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報のとりまとめ及び各機関の防災活動状況等に関する現地事故対

策連絡会議・協議会資料・記者発表資料の作成

- ⑦ 屋内退避、避難等に関する提言案のとりまとめ、事故対策本部・原災本部総括班（ＥＲＣ）への伝達及び事故対策本部・原災本部総括班（ＥＲＣ）との調整・協議の継続
- ⑧ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「ＪＡＥＡ」という。）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター等への支援要請に係る総合調整、事故対策本部・原災本部総括班（ＥＲＣ）への要請依頼
- ⑨ その他重要事項に関する総合調整
- ⑩ 事故対策本部・原災本部の本部長指示等の現地事故対策連絡会議・協議会事務局各機能班、関係地方公共団体、関係機関等への周知
- ⑪ 事故対策本部・原災本部総括班（ＥＲＣ）、県・市町村災害対策本部との連絡調整

（２）記録担当業務

- ① 事故現地対策本部・現地本部における資料の管理保存、議事録作成等
- ② 現地事故対策連絡会議・協議会事務局各機能班の情報の集約、記録
- ③ 事故現地対策本部・現地本部における各事象の経過概要の作成

（３）会議準備担当業務

- ① 開催予定時刻、議題、各所からの提出資料の検討・送付依頼
- ② 議事次第、席次表、ト書き等作成
- ③ 会議資料の集約、事故対策本部・原災本部総括班（ＥＲＣ）及び関係機関への送付

（４）連絡担当業務

- ・ 現地事故対策連絡会議・協議会参加者に対する開催案内及び現地事故対策連絡会議・協議会の決定事項等の関係機関（参加できなかった機関）への伝達

| 広報班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせたの現地事故対策連絡会議事務局広報班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>③ 事故対策本部広報班（E R C）より記者会見資料の提供を受けるとともに、現地プレスへの発表を準備</li> <li>④ プレスルームの設置、連絡員の配置</li> </ul> <p>(2) プレス発表</p> <p>内閣府本府及び規制庁本庁からの参集が整備されるまでの間は、原則、事故警戒本部による発表資料の配付のみとし、内閣府本府及び規制庁本庁からの参集が整備された後、現地での記者会見等を求められた場合にのみ、下記事項に留意して現地記者会見を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故対策本部広報班（E R C）と連携し、事故対策本部での発表内容等会見資料を共有、（必要に応じ）発表時間の調整（道府県・事業者含む。）</li> <li>② （必要に応じ）プレス発表計画（予定時刻、発表事項）策定</li> <li>③ （発表する場合）発表内容の事故対策本部広報班（E R C）との連携</li> <li>④ 記者発表資料作成に資する発表基礎資料の作成</li> <li>⑤ 事故対策本部広報班（E R C）への発表基礎資料の事前送付</li> <li>⑥ 事故対策本部でのプレス資料の提供受けと関係先への配布</li> <li>⑦ （現地プレスへの発表する場合、必要に応じ）現地事故対策連絡会議への提示（諮問）</li> <li>⑧ （発表した場合）会見での質疑応答等の記録作成、関係先（中央・現地等）への送付</li> </ul> <p>(3) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プレスルームの運営（広報カメラの操作含む。）</li> <li>② 適宜、記者等に対する情報の提供（事故対策本部広報班（E R C）との連携）</li> <li>③ 記者等からの質問、要望等への対応</li> <li>④ 自治体等の住民への広報実施状況の情報収集</li> <li>⑤ 報道機関の報道内容のチェック</li> <li>⑥ 一般からの照会に対する対応</li> <li>⑦ 原子力防災活動情報システムへの入力（クロノロジー等）</li> </ul> |
| <p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせたの協議会事務局広報班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>② （現地プレスへの発表をする場合、必要に応じ）協議会への提示（諮問）</li> <li>③ （発表した場合）会見での質疑応答等の記録作成、関係先（中央・現地等）への送付</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プレスルームの運営（広報カメラの操作含む。）</li> <li>② 適宜、記者等に対する情報の提供（原災本部広報班（E R C）との連携）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

- ③ 記者等からの質問、要望等の対応
- ④ 自治体等の住民への広報実施状況の情報収集
- ⑤ 報道機関の報道内容のチェック
- ⑥ 一般からの照会に対する対応
- ⑦ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）

### 3 共通個別業務

#### （１）総括担当業務

- ① 会見資料に用いるオフサイトセンター関連情報の作成、事故対策本部・原災本部広報班（官邸・E R C）への送付
- ② 事故対策本部・原災本部プラント班（E R C）から入手した事故の進展予測等の分析結果の事故現地対策本部・現地本部内での情報共有
- ③ 事故現地対策本部・現地本部における記者会見等の調整
- ④ 現地の記者からの問い合わせへの対応
- ⑤ 事故対策本部・原災本部広報班（官邸・E R C）との情報連絡、現地広報用の資料の入手
- ⑥ 事故対策本部・現地本部プラントチームとの連携

#### （２）問い合わせ対応担当業務

- ・ 地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応の支援（プレス対応資料の共有等）

| 放射線班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（人数、役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告（総括担当）</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせたの現地事故対策連絡会議事務局放射線班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時モニタリング実施計画の内容及び緊急時モニタリングセンターから共有されたモニタリングの結果についてオフサイトセンター内での共有及び説明並びにこれらに関する現地事故対策連絡会議資料の作成（総括担当）</li> <li>② 地元気象台から最新の気象情報の収集</li> <li>③ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）（総括担当）</li> </ul> |
| <p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせたの協議会事務局放射線班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時モニタリング実施計画の内容及び緊急時モニタリングセンターから共有されたモニタリングの結果についてオフサイトセンター内での共有及び説明並びにこれらに関する協議会資料の作成（総括担当）</li> <li>② 地元気象台から最新の気象情報の収集</li> <li>③ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）（総括担当）</li> </ul>                                                                               |
| <p>3 共通個別業務</p> <p>(1) 総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故対策本部・原災本部放射線班（E R C）、緊急時モニタリングセンターとの情報共有</li> </ul> <p>(2) 放射性物質汚染対策担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民・対応職員の放射線障害防止に関する指導、助言の実施</li> <li>② 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての必要な調整</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |

| 医療班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての現地事故対策連絡会議事務局医療班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>③ 道府県災害対策本部に配置される原子力災害医療調整官をチーム長とするチームによる道府県災害時医療本部からの緊急時医療体制の準備状況の把握等及びE R C 医療班への報告</li> <li>④ 事故対策本部からの安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等があった場合に備え、P A Z 圏及びU P Z 圏内の地方公共団体への配布準備の連絡</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力災害拠点病院等の稼働、被ばく患者の受け入れ可否等の情報、各医療機関に搬送された傷病者・傷病程度等の情報収集、整理及び関係機関への共有</li> <li>② 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）</li> </ul> |
| <p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局医療班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>② 該当する地域において、安定ヨウ素剤を服用すべき時期、服用方法、医師・薬剤師の確保等について原災本部の決定事項を受けての関係地方公共団体への指示</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の被ばく状況、安定ヨウ素剤服用指示時のヨウ素剤の配布・服用状況、原子力災害拠点病院等の稼働、被ばく患者の受け入れ可否等、各医療機関に搬送された傷病者・被ばく患者数・傷病程度等の情報収集、整理及び関係機関への通報</li> <li>② 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）</li> </ul>                                                                                                                         |
| <p>3 共通個別業務</p> <p>(1) 総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現地事故対策連絡会議・協議会事務局医療班各担当が実施する業務に関する情報の集約</li> <li>② 原子力災害時の医療活動等に関する現地事故対策連絡会議・協議会資料の作成</li> <li>③ 現地事故対策連絡会議・協議会事務局総括班への現地事故対策連絡会議・協議会事務局医療班に関する情報の共有</li> <li>④ 事故対策本部・原災本部医療班（官邸・E R C）との情報共有・調整</li> </ul> <p>(2) 原子力災害時の医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力災害時における原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム等要員の派遣先の調整</li> <li>② 事故対策本部・原災本部医療班（E R C）を通じた関係機関における、被ばく患者及び被ばく傷病者の円滑な輸送等の措置</li> <li>③ 原子力災害医療調整官を長とするチームを通じた道府県災害対策本部等に対する原子力災害時の医療に関する関係者との連絡・調整</li> </ul>                    |

- ④ 各地域の状況を勘案し、各医療機関等がそれぞれの役割（トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を実施できるよう支援
  - ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染等の要員・資機材の支援が必要な場合、現地事故対策連絡会議・協議会事務局総括班に依頼し、事故対策本部・原災本部総括班（E R C）経由での関係機関への支援要請を行うとともに、要員・資機材の配置に関する調整の実施
  - ⑥ 避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、簡易除染後のO I L 4超過者数等）の把握、事故対策本部・原災本部医療班（E R C）への報告
- （3）安定ヨウ素剤の予防服用担当業務
- ① 事故対策本部・原災本部医療班（官邸）が決定した安定ヨウ素剤服用方針の地方公共団体への伝達
  - ② 避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等の支援
  - ③ 安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況についての把握
- （4）健康調査・管理担当業務
- ・ 緊急時モニタリングの結果等に基づく公衆の被ばく線量の推計、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携しての支援

| 住民安全班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせたの現地事故対策連絡会議事務局住民安全班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>③ 関係地方公共団体の対応状況の確認</li> <li>④ 現地事故対策連絡会議事務局総括班と連携し、住民避難・退避等の防護対策案に関する事故対策本部住民安全班（E R C）との調整・協議</li> <li>⑤ P A Z 圏内の要避難者等の避難に係る総合調整</li> <li>⑥ 避難指示区域に一時立入りしている住民等退去に係る総合調整に関する総括業務</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係地方公共団体等の防護活動状況、現地の住民情報、人的被害の状況、現地の救助・救急活動状況、避難所へ住民収容状況及び避難場等への物資調達・供給状況に係る情報の収集及び関係機関への通報</li> <li>② 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）</li> </ul>       |
| <p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせたの協議会事務局住民安全班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>② P A Z 圏内の住民状況、救助・救急活動状況の情報収集</li> <li>③ 道府県警察本部、管区海上保安本部に交通規制実施状況の情報収集、住民避難に係る交通規制・パトロール運行規制の要請</li> <li>④ （必要に応じて）協議会事務局実動対処班への（又は原災本部住民安全班（E R C）を通じた）住民避難に伴う輸送支援要請</li> <li>⑤ 関係地方公共団体からの住民避難開始・避難先・物資供給・避難完了等の情報受け、各機能班への通報、原災本部住民安全班（E R C）への報告</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係地方公共団体等の防護活動状況、現地の住民情報、人的被害の状況、現地の救助・救急活動状況、避難所へ住民収容状況及び避難場等への物資調達・供給状況に係る情報の収集及び関係機関への通報</li> <li>② 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）</li> </ul> |
| <p>3 共通個別業務</p> <p>(1) 総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段等）の収集、整理</li> <li>② 現地事故対策連絡会議・協議会事務局住民安全班各担当が実施する業務に関する情報の集約</li> <li>③ 住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する現地事故対策連絡会議・協議会資料の作成</li> <li>④ 現地事故対策連絡会議・協議会事務局総括班への現地事故対策連絡会議・協議会事務局住</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

民安全班に関する状況の共有

- ⑤ 事故対策本部・原災本部住民安全班（官邸・ＥＲＣ）との情報共有・調整（地域防災計画、原子力事業所が立地する周辺の地図や住民数等の地域情報、要避難者等の状況や病院・公共施設その他救急救助及び避難収容に関する事項）

（２）住民避難・輸送担当業務

- ① 住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整
- ② 緊急輸送関係省庁の行う緊急輸送に関する措置の把握、調整及び必要に応じ事故対策本部・原災本部住民安全班（ＥＲＣ）に緊急輸送の依頼
- ③ 緊急輸送に係る優先順位に関する調整
- ④ 緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整
- ⑤ 交通規制等の状況の把握及び調整

（３）要避難者等の避難支援担当業務

- ・ 関係地方公共団体が平素から準備している要避難者等の避難計画に基づく、関係地方公共団体及び緊急輸送関係省庁との要避難者等の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入れ先の確保又は滞在している要避難者等に対する物資等の支援）

（４）住民支援・要望対応担当業務

- ① 避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取
- ② 地方公共団体の要望の事故対策本部・原災本部住民安全班（ＥＲＣ）への伝達
- ③ 事故対策本部・原災本部住民安全班（ＥＲＣ）と連絡・調整し、防災基本計画に規定する物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整
- ④ 関係機関からの支援申し出への対応
- ⑤ 社会秩序の維持に関する調整
- ⑥ 被災地方公共団体への支援要員派遣

| 運営支援班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての現地事故対策連絡会議事務局運営支援班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>③ オフサイトセンター受付、参集者の入館管理及び入館管理を行う以外の出入口の施錠と、立入禁止・開閉禁止の明示</li> <li>④ 会議準備（マイク、情報表示装置、通信回線等）</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① オフサイトセンターの環境整備（プレスルーム、仮眠室の確保含む。）</li> <li>② 参集者の食料等の調達（事務用品等の日用品の調達含む。）</li> <li>③ 備蓄品を含む資機材の維持・管理</li> <li>④ 衛生管理（参集者の勤務ローテーション管理等）</li> <li>⑤ オフサイトセンターの各種通信・システム回線の確保、維持・管理</li> <li>⑥ オフサイトセンターにおける被ばく管理</li> </ul> |
| <p>2 全面緊急事態時全般業務（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局運営支援班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>② オフサイトセンターの環境整備（プレスルーム、仮眠室の確保含む。）</li> <li>③ 参集者の食料等の調達（事務用品等の日用品の調達含む。）</li> <li>④ 備蓄品を含む資機材の維持・管理</li> <li>⑤ 衛生管理（参集者の勤務ローテーション管理等）</li> <li>⑥ オフサイトセンターの各種通信・システム回線の確保、維持・管理</li> <li>⑦ オフサイトセンターにおける被ばく管理</li> <li>⑧ （必要に応じて）代替オフサイトセンターへの移転時における移転関連業務</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |

| 実動対処班                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての現地事故対策連絡会議事務局実動対処班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>③ 最寄りの実動組織等の連絡先及び準備状況の把握</li> <li>④ （状況に応じ）連絡員等の派遣要請</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し、現地事故対策連絡会議事務局各機能班に情報共有</li> <li>② 現地事故対策連絡会議事務局各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又は事故対策本部実動対処班（官邸）等との連絡・調整の実施</li> <li>③ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）</li> </ul> |
| <p>2 全面緊急事態時全般業務（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局実動対処班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力</li> <li>② オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し、協議会事務局各機能班に情報共有</li> <li>③ 協議会事務局各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又は原災本部実動対処班（官邸）等との連絡・調整の実施</li> <li>④ 原子力防災活動情報システムへの入力（クロノロジー等）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |

| プラントチーム                                |  |
|----------------------------------------|--|
| 1 施設敷地緊急事態時全般業務                        |  |
| (1) 初期活動等                              |  |
| ① 参集要員の確認（役割分担）と現地事故対策連絡会議事務局総括班への報告   |  |
| ② 現場に派遣された原子力保安検査官からの原子力施設の事故状況の把握     |  |
| ③ プラント情報の収集、整理                         |  |
| (2) その他（定期活動）                          |  |
| ① 事故対策本部プラント班（E R C）との情報共有             |  |
| ② 現地事故対策連絡会議事務局各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供 |  |
| ③ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）             |  |
| 2 全面緊急事態時全般業務(定期活動)                    |  |
| ① 原災本部プラント班（E R C）との情報共有               |  |
| ② プラント状況に関する現地での地方公共団体やプレスへの説明         |  |
| ③ 協議会事務局各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供        |  |
| ④ 原子力防災活動情報システムへの入力（経過概要等）             |  |

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

※【 】内は情報収集を行う主な省庁

1 事故概要等に関する事項【原子力規制庁】

(1) 施設敷地緊急事態発生施設の概要

原子力事業所の名称、所在地、原子力事業所等の内容

(2) 事象の概要

- ① 発生時刻、規制庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信日時
- ② 事象発生施設及び発生場所
- ③ 事象の内容
- ④ 放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ⑤ 施設内外の放射線モニタリング値
- ⑥ 人的・物的被害の有無
- ⑦ 気象状況
- ⑧ 事象発生の原因

2 関係機関の活動に関する事項

(1) 原子力事業者の対応状況【原子力規制庁】

- ① 施設の状況（現場写真を含む。）
- ② 被害の状況
- ③ 事象拡大阻止のための応急対策活動の状況
- ④ 全面緊急事態への進展可能性及び進展する場合の時間的猶予
- ⑤ 原子力規制委員会から指示が出ている場合の履行状況

(2) 関係機関（関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者）の体制  
関係機関それぞれの対策本部等の設置状況【各省庁】

(3) 関係地方公共団体の対応状況

- ① 住民への連絡状況【内閣府】
- ② 応急対策活動の状況【内閣府】

(4) 国による支援体制

- ① 緊急事態応急対策委員及び専門家の現地派遣の準備状況【原子力規制庁、関係省庁】
- ② 緊急時モニタリングに係る要員及び機器の現地派遣の準備状況【原子力規制庁、関係省庁】
- ③ 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム等の現地派遣の準備状況【原子力規制庁、関係省庁】
- ④ 国の職員の現地派遣状況【各省庁】
- ⑤ 関係省庁における支援体制【各省庁】

(5) モニタリング体制

- ① モニタリングの状況【原子力規制庁】
- ② 緊急時モニタリングの準備状況【原子力規制庁】
- ③ 緊急時対策支援システム（E R S S）により予測される原子力事業所の状況（原子力発電所の場合に限る。）【原子力規制庁】

(6) 人的被害の状況

- ① 事象発生現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項【原子力規制庁、内閣府、警察庁、海上保安庁、消防庁】
- ② 被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の数、被ばくや傷病の程度及び収容先病院【消防庁、原子力規制庁、内閣府】

(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備【内閣府】

- ① 要避難者等の避難実施状況
- ② 避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況
- ③ 避難場所の準備状況

(8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備

- ① 事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況【警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省】
- ② 警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間【警察庁、消防庁】

(9) 医療体制の準備

- ① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況【関係省庁】
- ② 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣及び原子力災害拠点病院の受入れ等の準備状況【原子力規制庁等】
- ③ 安定ヨウ素剤の服用準備状況（服用要請の伝達状況、配布準備の状況等）【内閣府、原子力規制庁】

(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況【警察庁、海上保安庁、国土交通省】

(11) 汚染物の除去による被害拡大の防止【原子力規制庁】

(12) 消火活動【消防庁】

(13) オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンターの活動状況【原子力規制庁、内閣府】

- ① 国、関係地方公共団体の職員の参集状況
- ② 専門家の参集状況
- ③ 他の原子力事業者の協力実施状況
- ④ 現地事故対策連絡会議の開催状況

3 その他気づき事項

## 協議会及び協議会事務局における役割及び担当者

| [役 割]                            | [対 応 者]                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所で事態が発生した場合<br/>既設災害現地対策本部長（経済産業副大臣）</li> <li>・福島第二原子力発電所で事態が発生した場合<br/>内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）（現地本部長）</li> </ul>                     |
| 都道府県（現地）災害対策本部長<br>関係市町村災害対策副本部長 | 関係道府県（副）知事<br>関係市町村副市町村長等                                                                                                                                                                         |
| 原子力事業者                           | 取締役本部長クラス                                                                                                                                                                                         |
| 専門家                              | 放医研<br>国立保健医療科学院生活環境部環境物理室<br>国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所海洋・生態系研究センター放射能調査グループ<br>国立研究開発法人農業環境技術研究所環境化学分析センター<br>JAEA<br>国立研究開発法人産業技術総合研究所<br>一般財団法人電力中央研究所<br>公益財団法人原子力安全技術センター<br>公益財団法人日本分析センター  |
| 以下協議会事務局                         |                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局長                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所で事態が発生した場合<br/>内閣府審議官（原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム担当）（又は代理の職員）（副本部長）</li> <li>・福島第二原子力発電所で事態が発生した場合<br/>内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）（副本部長）</li> </ul> |
| 事務局次長                            | 経済産業省又は文部科学省審議官<br>内閣官房内閣参事官<br>内閣府政策統括官（防災担当）付企画官<br>消防庁課室長クラス                                                                                                                                   |
| 総括班                              | 原子力規制庁安全規制管理官付企画官級（班長）<br>関係道府県担当課長クラス（副班長）<br>その他内閣府、原子力規制庁（本庁・原子力規制事務所）職員<br>経済産業省又は文部科学省職員<br>環境省職員                                                                                            |

|         |                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報班     | 原子力規制庁総務課広報室室長補佐（班長）<br>関係道府県担当部長クラス（副班長）<br>原子力事業者副所長クラス（副班長）<br>その他内閣府、原子力規制庁職員<br>経済産業省又は文部科学省職員                                             |
| 放射線班    | 原子力規制庁監視情報課課長補佐（総括）（班長）<br>道府県担当課長クラス（副班長）<br>その他原子力規制庁職員、道府県・市町村担当者<br>環境省職員                                                                   |
| 医療班     | 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課企画官（医療）（班長）<br>放医研（副班長）<br>関係道府県担当部次長クラス（副班長）／原子力災害医療調整官<br>文部科学省職員<br>厚生労働省職員<br>環境省職員                                     |
| 住民安全班   | 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付地域原子力防災推進官（班長）<br>関係道府県担当部長クラス（副班長）<br>関係道府県警察部長クラス（副班長）<br>関係市町村担当課長クラス（副班長）<br>その他内閣府職員<br>経済産業省又は文部科学省職員<br>気象庁職員<br>環境省職員 |
| 運営支援班   | 原子力規制庁参事官（会計担当）付経理調査官（班長）<br>関係道府県担当部長クラス（副班長）<br>その他内閣府、原子力規制庁職員<br>環境省職員                                                                      |
| 実動対処班   | 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災訓練推進官（班長）<br>その他原子力規制庁職員<br>警察庁職員<br>消防庁職員<br>国土交通省職員<br>海上保安庁職員<br>防衛省職員                                                |
| プラントチーム | 原子力規制庁安全規制管理官付企画官級（チーム長）<br>原子力事業者担当部課長クラス（副チーム長）                                                                                               |

注1）協議会には、議長、都道府県（現地）災害対策本部長、関係市町村災害対策副本部長、原子力事業者（取

締役本部長クラス）、専門家、各機能班責任者、その他事務局長が必要と認めた者が出席する。

注2）国の各機能班の具体的な構成については、原災マニュアルの要員配置表を参照のこと。

注3）関係地方公共団体及び原子力事業者については、本表を参考の上、より地域の実情に適した参集体制とすることとして差し支えない。

電話・口頭連絡受信票

## 発信場所

※処理後は、班毎に時系列（No.順）に綴じ、班責任者が保管すること。

発 信 場 所

F A X送受信票

No. \_\_\_\_\_

|                                                                          |                                                                                 |  |                         |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------|--|--|
| 平成           年         月         日（      ）         時           分(24時間表記) |                                                                                 |  |                         |  |  |
| 送付先                                                                      | (所属) _____ (氏名) _____                                                           |  |                         |  |  |
|                                                                          | (Fax. No.) _____ (Tel. No.) _____                                               |  |                         |  |  |
| 発信者                                                                      | (所属) _____ (氏名) _____                                                           |  |                         |  |  |
|                                                                          | (Fax. No.)         -         -                   (Tel. No.)         -         - |  |                         |  |  |
| 件　名                                                                      |                                                                                 |  |                         |  |  |
| (連絡内容)<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>                           |                                                                                 |  |                         |  |  |
| 班内処理                                                                     | 口頭伝達   コピー配布   口頭&コピー   ホワイトボード記入   原子力防災活動情報システム記入                             |  |                         |  |  |
| 班外処理                                                                     | _____ 班に、口頭伝達   コピー配布   口頭&コピー   _____                                          |  |                         |  |  |
| 連絡事項の処理                                                                  | ____月 ____日         時         分                                                 |  | 電話   F a x .         口頭 |  |  |
|                                                                          |                                                                                 |  |                         |  |  |

※処理後は、班毎に時系列（No.順）に綴じ、班責任者が保管すること。

関係地方公共団体及び原子力事業者の参集者一覧

| 機能班<br>(◎：班長 ○：副班長 △：班員) |                         | 総括班 | 放射線班 | チームプラント | 医療班 | 住民安全班 | 広報班 | 運営支援班 | 実動対処班 |
|--------------------------|-------------------------|-----|------|---------|-----|-------|-----|-------|-------|
| 関係地方公共団体 (PAZ)           | 道府県担当部次長クラス (出先事務所所長含む) |     |      |         | ○   | ○     | ○   | ○     |       |
|                          | 道府県警察部長クラス              |     |      |         |     | ○     |     |       |       |
|                          | 道府県担当課長クラス (出先事務所含む)    | ○   | ○    |         | △   | △     |     |       |       |
|                          | 道府県担当者 (道府県警察担当者を含む)    | △   | △    |         | △   | △     | △   | △     | △     |
|                          | 市町村担当部長クラス              |     |      |         |     |       |     |       |       |
|                          | 市町村担当課長クラス              |     |      |         |     | ○     |     |       |       |
|                          | 市町村担当者 (消防担当者を含む)       | △   | △    |         | △   | △     | △   | △     | △     |
| 関係地方公共団体 (UPZ)           | 道府県担当部次長クラス             |     |      |         |     |       |     |       |       |
|                          | 道府県警察部長クラス              |     |      |         |     |       |     |       |       |
|                          | 道府県担当課長クラス              |     |      |         |     |       |     |       |       |
|                          | 道府県担当者                  | (△) | △    |         |     | (△)   | (△) |       |       |
|                          | 市町村担当部長クラス              |     |      |         |     |       |     |       |       |
|                          | 市町村担当課長クラス              |     |      |         |     |       |     |       |       |
|                          | 市町村担当者                  |     | △    |         |     | (△)   |     |       |       |
| 事業者<br>原子力               | 副所長クラス                  |     |      |         |     |       | ○   |       |       |
|                          | 担当部課長クラス                |     |      | ○       |     |       |     |       |       |
|                          | 担当者                     |     |      | △       |     |       |     |       |       |

注1) (△) は状況に応じつつ参集可能な場合には参集。また、実動対処班には、道府県警察及び消防職員を充てる。

注2) 本表を参考の上、より地域の実情に適した参集体制とすることとして差し支えない。